

家畜排せつ物法に基づく基本方針の 見直しについて

令和6年11月
畜産局畜産振興課

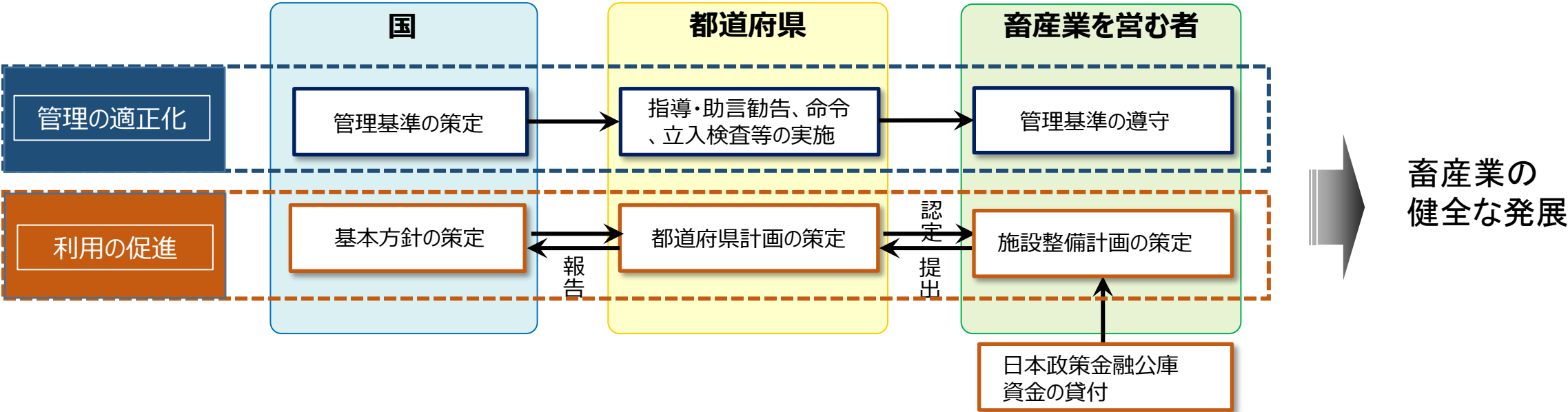
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

目的（第1条）

この法律は、畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的とする。

概要

- ✓ 平成11年に成立、平成16年から本格施行。
- ✓ 家畜排せつ物の管理の適正化について、畜産業を営む者（小規模農家を除く）に対し、国が策定する管理基準を遵守することを義務付け、指導・助言等は都道府県が実施。
- ✓ 利用の促進については、国は基本方針を、各県は都道府県計画を策定する。畜産業を営む者は、処理高度化施設の整備計画の策定・認定を経て、日本政策金融公庫からの資金の貸付けを受けることが可能。



■ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律における基本方針の位置付け

- ✓ 畜産環境問題への対処及び畜産業の健全な発展のため、家畜排せつ物の管理と併せて利用の促進を図る体制を構築する必要。
- ✓ 国が基本方針を定め（法第 7 条第 1 項）、これを公表（法第 7 条第 4 項）。
- ✓ 基本方針には、次の事項を定め（法第 7 条第 2 項）、情勢の推移により必要が生じたときは、変更（法第 7 条第 3 項）。

- ① 家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向
- ② 処理高度化施設の整備に関する目標の設定に関する事項
- ③ 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上に関する基本的事項
- ④ その他家畜排せつ物の利用の促進に関する重要事項

- ✓ 都道府県は、国の基本方針に即して「都道府県計画」を定めることができる（法第 8 条第 1 項）。
- ✓ 「都道府県計画」に照らして適切なものであると認められ、処理高度化施設整備計画の認定を受けた畜産業を営む者は、公庫からの資金貸付を受けることができる（法第 9 条第 1 項、第 11 条）。

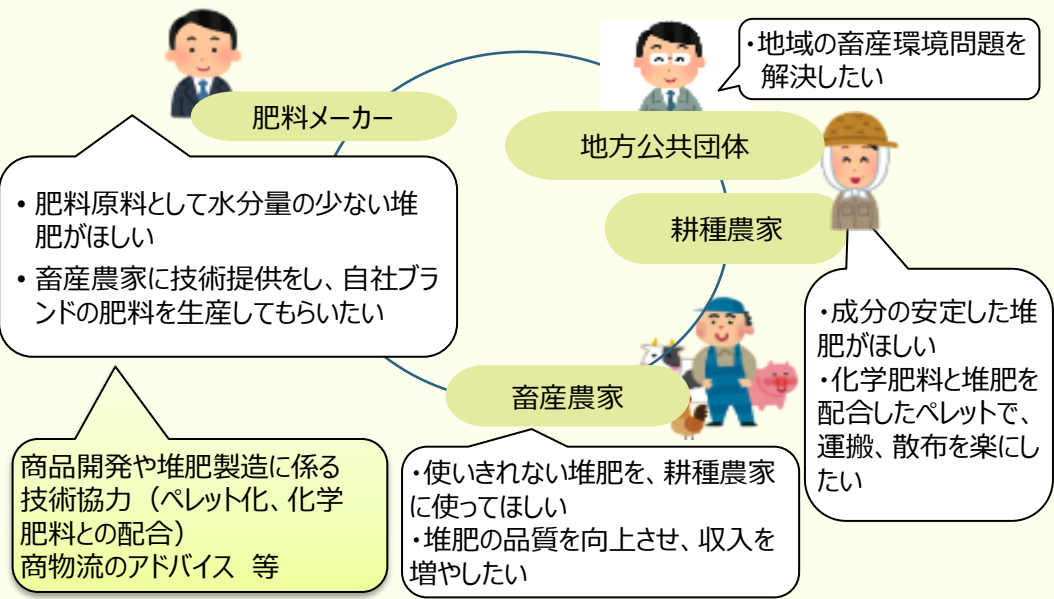
家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（現行）

- ・現在の基本方針は、令和12年度を目標として、①耕種農家のニーズへの対応を通じた堆肥の利用拡大、②堆肥利用が困難な場合のエネルギー利用の推進、③環境規制や大規模化を踏まえた畜産環境問題への適切な対応をポイントとして令和2年に策定。

1 堆肥の利用拡大

家畜排せつ物は、資源循環のため、堆肥化して耕地に還元

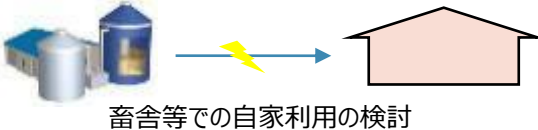
- ・持続的かつ循環的な農畜産業の実現のため、まずは畜産農家が**堆肥を活用して自給飼料を生産**することが重要
- ・堆肥の完熟化や化学肥料との配合等で**耕種農家のニーズへ対応**
- ・**ペレット化による広域流通**、施肥作業の軽減
- ・堆肥の加工や輸送に関し、知見がある肥料メーカーと協力



2 家畜排せつ物のエネルギー利用の推進

家畜排せつ物の堆肥化が難しい場合はエネルギー利用も有効

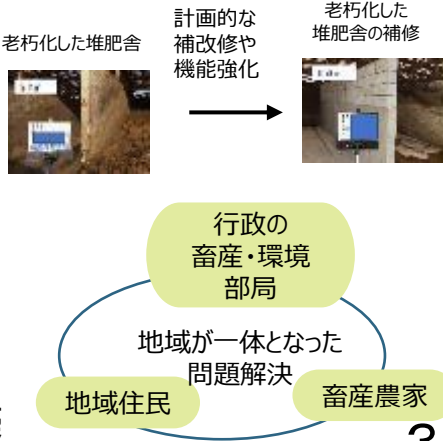
- ・収益性や電力系統の状況、地域活用電源としての方向性も見極めた上で、固定価格買取制度等を活用
- ・電力系統の課題を踏まえたエネルギーの地産地消等の新たな経営モデルを確立



3 畜産環境問題への対応

家畜排せつ物の処理は畜産農家が自らの責任において行うべきもの

- ・**家畜排せつ物の適切な処理は事業者の責務**であるとの意識を浸透
- ・修繕や更新のための費用を計画的に経営内に留保し、適切な再投資を確保
- ・堆肥舎や污水处理施設の**長寿命化や共同利用の家畜排せつ物処理施設を整備**
- ・悪臭低減に有効な適切な堆肥化を推進
- ・污水处理や脱臭のための施設・機械を整備
- ・**地域住民も参加して問題解決に取り組む体制を構築**



令和6年6月以降 有識者及び専門家との意見交換会（年度内に全4回開催予定）

- 6月18日開催

第1回：環境規制への対応（悪臭・排水等）
- 9月13日開催

第2回：国内肥料資源としての堆肥の有効活用
- 11月20日開催

第3回：地球温暖化対策・エネルギー利用
- 1～2月開催予定

第4回：骨子案

令和7年2月 食料・農業・農村政策審議会畜産部会への骨子案の説明

3月 // への見直し案の説明

3月以降 新たな基本方針の公表

都道府県への説明及び都道府県計画の作成依頼

関係者への啓蒙及び関連情報の提供

■ 第 1 回：環境規制への対応（悪臭・排水等）

生産面の
取組



- 苦情を未然に防ぐため、日頃から地域住民とのコミュニケーションが重要。
- 悪臭対策については、畜舎、堆肥舎、保管施設など臭気発生源が複数あることから、まずは発生要因の洗い出しが重要。混住化が進んでいる地域においては、堆肥やスラリーを散布する時間帯や天候状況を意識するとよい。
- 管理の適正化および労力の確保の観点から、排水対策については、BODバイオセンサーなどのIoT技術の導入や浄化処理施設の専門の委託業者の活用も検討。

行政の
連携



- 悪臭の苦情のうち約 8 割で行政指導が実施されていない理由として、環境部局から畜産部局に引き継いで終わりとなっている可能性がある。そのため、両部局での同行や現況や指導内容を共有する等の体制整備が重要。
- 畜産部局と環境部局の連携の成功事例として、人口減少によって下水道のキャパシティに余裕がある地域において、処理費用を養豚農家から徴収して下水道に流すことによって臭気対策となった事例がある。

■ 第2回：国内肥料資源としての有効活用について①

堆肥の利用について

堆肥の
効果



- 化学肥料を使い続けると、土が弱ってきてしまうため、堆肥による土づくりは非常に重要。
- 牛ふん堆肥は窒素の肥効率が低いデメリットもあるが、土壌改良効果や、他畜種との混合による成分補填、バイオ炭の混合による土壌への炭素貯留効果でのクレジット生成など高付加価値化要素もある。
- 家畜排せつ物の約6割が牛由来であり、未利用資源の活用の観点から粒状化に取り組んでいる。粒状堆肥は化学肥料との混合も容易であり、不足する肥料成分は補うことができる。

利用者の
ニーズ



- 耕種農家では、安定的な品質や供給体制が整った安価な堆肥を求めている。
- 堆肥の利用拡大のためには、耕種農家側の粗利の増加、堆肥散布の作業の効率化、使用時期の分散により輸送やストック場所の問題を最小限にすること等が求められる。
- 堆肥のマッチングリスト上で、堆肥価格が要相談となっている場合が多く、より検討しやすくするためにも、堆肥の品代と運賃の標準的な価格や品質について明示してほしい。

■ 第2回：国内肥料資源としての有効活用について②

ペレット化や流通について

ペレット
の課題



- ペレット化について、年々電気代が高騰しており、消耗品費用と合わせるとランニングコストとして3,500～5,000円／t 程度となり、ペレット製造コストを抑えるのが難しいのが現状。
- 試しに少量使用する場合にペレットは適しているが、多量に散布する場合には、ペレットは高価格である分使用しづらい。ペレット化を進めるより、バラ堆肥が散布できる体制を整備していく方が良いのではないかと

堆肥の
流通



- 広域流通する場合には、バラ堆肥は適さないため、ペレット化により崩れを防止しつつ品質を確保している。輸送距離に応じた使い分けが重要。
- 堆肥を不足している地域に移送するには、輸送費が課題となっている。畜産農家と耕種農家の両者にとって負担することが難しい輸送費について、国の支援策なしに課題解決は難しいのではないかと。
- 堆肥の流通に難航している場合は、堆肥供給者と需要者の中間である流通業者への支援を行い、利益が生じる市場形成ができれば、流通面の課題解決に繋がるのではないかと。

堆肥センター
の活用

- 全国400カ所以上もある堆肥センターが赤字や施設老朽化などを理由にフル活用できないのは非常にもったいないので、堆肥センターの更なる有効活用を検討すべき。

見直しの方向性(案)

前回見直し（令和2年3月）後に策定された計画や目標を踏まえつつ、意見交換会での御意見を取り入れながら、全般的に記載を具体化。

環境規制への 対応

- 悪臭苦情等を防ぐため、適切な堆肥化・散布の方法と合わせて、地域住民とのコミュニケーションの重要性や行政の指導体制整備（特に環境部局と畜産部局の連携）等に関する記載を具体化。
- 排水対策については、専門業者による定期的なメンテナンスの重要性とともに、センシング技術を利用した污水处理施設の自動制御など省力化やコスト低減に資するスマート機械の活用について新たに記載。

国内肥料資源 としての 有効活用

- 「みどりの食料システム戦略（令和3年5月）」や「食料安全保障強化政策大綱（令和4年12月）」を踏まえ、食料安全保障の観点から化学肥料の使用量削減（2050年までに30%削減）に向けた堆肥利用の推進等について新たに記載。
- 土づくり効果や炭素貯留効果といった堆肥散布のメリットや耕種農家のニーズに合う堆肥の特徴、輸送距離や散布方法に応じた形状（バラ・ペレット・粒状等）の使い分け等を整理。
- 今後、更なる高齢化の進展や労働力確保が課題となることを踏まえ、堆肥センターなど地域の共同利用施設の機能強化について記載を拡充。

GHG対策・ エネルギー 利用

- 「地球温暖化対策計画（令和3年10月）」等を踏まえたJクレジットの普及拡大や消費者への理解醸成の取組やメタン発酵の推進、発酵残渣の利用方法等を中心に、第3回意見交換会で議論し記載を検討。